
資 料

資料

1 奈良市高齢者保健福祉推進協議会開催要綱

(趣旨)

第1条 奈良市老人福祉計画及び介護保険事業計画の推進及び見直しに当たり、外部の視点からの意見又は助言を求めるため、奈良市高齢者保健福祉推進協議会（以下「協議会」という。）を開催することに関し必要な事項を定めるものとする。

(意見等を求める事項)

第2条 協議会において意見又は助言を求める事項は、次のとおりとする。

- (1) 奈良市老人福祉計画及び介護保険事業計画の推進に関すること。
- (2) 奈良市老人福祉計画及び介護保険事業計画の見直しに関すること。
- (3) その他前2号に関連する事項に関すること。

(参加者)

第3条 市長は、次に掲げる者のうちから、協議会への参加を求めるものとする。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 保健、医療及び福祉関係団体並びに市民を代表する者
- (3) その他市長が必要と認める者

2 前項の場合において、市長は、原則として、同一の者に継続して協議会への参加を求めるものとする。

(運営)

第4条 協議会の参加者は、その互選により協議会を進行する座長を定めるものとする。

2 市長は、必要があると認めるときは、協議会に関係者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(分科会)

第5条 市長は、必要があると認めるときは、分科会を開催することができる。

2 市長は、協議会の参加者その他必要と認める者のうちから分科会への参加を求めるものとする。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、介護福祉課において処理する。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成27年5月13日から施行する。

(奈良市高齢者保健福祉推進協議会設置要綱の廃止)

2 奈良市高齢者保健福祉推進協議会設置要綱（平成13年奈良市告示第59号）は、廃止する。

2 奈良市高齢者保健福祉推進協議会委員名簿

(敬省略、順不同)

氏名	役職名等
◎山下 憲昭	大谷大学教授
岩佐 隆太郎	奈良市医師会 副会長
細田 博之	奈良市歯科医師会 会長
小西 英玄	奈良市薬剤師会 副会長
荒田 久美子	奈良県看護協会 常任理事
中村 泰三	奈良市民生児童委員協議会連合会 監事
矢追 義法	奈良市老人福祉施設連絡協議会 副会長
稲葉 美和	奈良市社会福祉協議会 生活支援課長
山崎 靖子	NPO 法人Nネット 後見委員会メンバー
安場 裕	NPO 法人奈良県介護支援専門員協会 理事
東浦 和男	奈良市自治連合会 副会長
峠 宏明	奈良市万年青年クラブ連合会 会長
小林 桂子	奈良市地域婦人団体連絡協議会 会計監査
木村 秀子	認知症の人と家族の会奈良県支部 副代表

◎：座長

3 奈良市高齢者保健福祉推進協議会開催経緯

年度	開催日	議 題
平成 27年度	平成27年(2015年) 7月3日(金)	第1回 1. 会議録署名人の指名について 2. 奈良市老人福祉計画及び第5期介護保険事業計画の実績報告について 3. 奈良市地域包括ケアシステム構築進捗状況について
	平成28年(2016年) 3月18日(金)	第2回 1. 会議録署名人の指名について 2. 奈良市老人福祉計画及び第6期介護保険事業計画の進捗及び実績報告について 3. 奈良市地域包括ケアシステム基本構想書について
平成 28年度	平成28年(2016年) 8月25日(木)	第1回 1. 会議録署名人の指名について 2. 奈良市老人福祉計画及び第6期介護保険事業計画の実績報告について 3. 奈良市地域包括ケアシステムの取組みについて
	平成29年(2017年) 3月17日(金)	第2回 1. 会議録署名人の指名について 2. 奈良市老人福祉計画及び第7期介護保険事業計画の策定に向けたアンケート調査について 3. 奈良市地域包括ケアシステムの取組みについて
平成 29年度	平成29年(2017年) 8月25日(金)	第1回 1. 会議録署名人の指名について 2. 奈良市老人福祉計画及び第6期介護保険事業計画の実績報告について 3. 日常生活圏域ニーズ調査・在宅介護実態調査について
	10月27日(金)	第2回 1. 会議録署名人の指名について 2. 奈良市老人福祉計画及び第7期介護保険事業計画について
	11月30日(木)	第3回 1. 会議録署名人の指名について 2. 傍聴要領の改正について 3. 奈良市老人福祉計画及び第7期介護保険事業計画について
	平成30年(2018年) 2月15日(木)	第4回 1. 会議録署名人の指名について 2. 奈良市老人福祉計画及び第7期介護保険事業計画について

4 奈良市社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会開催経緯

年度	開催日	議 題
平成 29年度	平成30年(2018年) 2月23日(金)	第1回 1. 会議録署名人の指名について 2. 奈良市老人福祉計画及び第7期介護保険事業計画について 審議結果 承認

5 パブリックコメントの実施結果

奈良市では、平成30年1月4日から平成30年1月31日までの間、奈良市老人福祉計画及び第7期介護保険事業計画（素案）に対する意見募集を行いました。

寄せられた意見の概要と寄せられた意見についての本市の考え方を次のとおり示します。

〔1〕意見の提出状況

- (1) 意見の提出件数 7件
- (2) 意見の提出方法 メール 3件、 ファックス 2件、 窓口提出 2件

〔2〕意見の概要及び市の考え方

	意見の概要	市の考え方
総合事業について	<p>【要支援者の総合事業への移行】</p> <p>■ 市民や要支援者の実態に合わせ、専門的サービスや多様なサービスができるよう、介護予防や生活支援のサービスが後退し要介護への進行や重度化にならないような総合事業を運営してほしい。</p> <p>介護保険利用や介護相談があった場合は、要介護認定申請の案内を行い、また、総合事業利用については地域包括支援センター等につなげてほしい。</p> <p>【広報・啓発】</p> <p>■ 「介護予防・生活支援サービス」と「一般介護予防事業」について市民が理解できるようなパンフレットの作成と奈良市職員による住民向けの説明会の開催をお願いしたい。 (例：訪問型サービスCの利用目的と対象像が不明確で、制度として開始したものの、運用できていない。) 具体的に示していただき、介護予防及び自立支援の新たな手段として広く活用できればと考えている。</p>	<p>■ 平成29年4月より介護予防・日常生活支援総合事業を開始し、要支援1・2の人を対象とする従来サービスの「訪問介護（ホームヘルパー）」と「通所介護（デイサービス）」に加えて、市独自で短期間で集中的にとりくむサービスを創設しました。また、「一般介護予防事業」では、全ての高齢者を対象に、福祉センターや公民館など身近な場所で、市民の方が積極的に介護予防活動に取り組んでいただけるように拡充しており、要支援の方から元気な高齢者まで、高齢者がどの状態に変化しても即座に切れ目なくサービスが提供できる事業をめざしております。引き続き、介護保険利用や介護相談があった場合や介護予防・日常生活支援総合事業の利用については市や地域包括支援センターにつなげていけるようパンフレットやホームページ等で案内いたします。</p> <p>(→P20、P21、P48、P49参照)</p> <p>■ 介護予防・日常生活支総合事業の利用案内や利用対象者については、地域包括支援センターから住民の方に詳しく説明しております。また、引き続きしみんだより掲載やホームページ、まちかどトーク等を活用し、直接市民への説明も検討していきます。(→P48、P49参照)</p>

	意見の概要	市の考え方
総合事業について	<p>【サービスの創設】</p> <p>■通所型サービスB（ボランティアが主体）を創設し、地域の健康増進や介護予防を推進し、今後の地域サロンの担い手づくりの支援をしてほしい。</p> <p>■訪問型・通所型共にサービスCを利用できるようにしてほしい。一般介護予防事業への移行等自立した生活が送れる見込みがある方もおられる。</p> <p>■訪問サービスDを創設してほしい。地域の社会資源を活用して移動・外出ができるようになり、社会参加や生きがいにつながり、介護予防の推進になると期待している。</p>	<p>■平成30年度から生活支援体制整備事業の実施において、住民や民間事業者等と協働し、地域資源の発掘やインフォーマルサービスの開発を行い、地域活動の支援や担い手づくり等を検討してまいります。また一般介護予防事業の一つとして介護予防活動を支援する方策も検討しております。（→P27、P49参照）</p> <p>■高齢者の自立支援・重度化防止のための訪問型・通所型サービスCの利用についても、地域包括支援センターより積極的な勧奨を実施し、利用促進を図ってまいります。（→P20、P21、P49参照）</p> <p>■平成30年度から生活支援体制整備事業の実施において、住民や民間事業者等と協働し、地域資源の発掘やインフォーマルサービスの開発を行う中で、新たなサービスの創設等、地域における生活支援体制の構築を期待することができます。（→P27、P49参照）</p>
地域包括ケアについて	<p>【地域包括支援センターについて】</p> <p>■「地域包括ケア」を充実させていくためには、地域包括支援センターの機能・人員体制の強化を図るべきである。1中学校区に1箇所へ向けて、何箇所か増やす計画を持ち、全地域包括支援センターからの相談支援機能を持つ基幹型の支援センターを位置づけるべき。</p>	<p>■今後の国の動きや各圏域の高齢者の状況を踏まえ、よりきめ細やかな対応ができるよう、地域包括支援センターの設置数や機能強化の方法などについて慎重に検討してまいります。（→P22、P54参照）</p>
認知症施策について	<p>【認知症対策について】</p> <p>■認知症を持つ人も安心して地域で暮らし続ける環境づくりが必要である。市民の理解促進は重要な課題であり、医療機関関係者・警察・公共交通機関の認識を高めることが重要。</p>	<p>■市民に向けての理解促進としては、認知症サポーター養成講座の継続的な開催や、認知症をテーマにした市民フォーラムなどにとりくんでおります。また、市民だけでなく、金融機関や店舗など民間へのサポーター養成講座の開催にも取り組んでおり、今後も様々な機会を利用して開催してまいります。（→P24～26、P55参照）</p>

	意見の概要	市の考え方
認知症施策について	<p>■ 認知症の人や家族の支援策を拡充すべきである。</p> <p>■ サポーター養成講座、キャラバンメイト活動に支援をするとともに、全国的に普及しつつある「新オレンジプラン」について、奈良市においても普及促進の取組を推進してほしい。</p> <p>■ 行方不明高齢者を防ぐための市ぐるみのネットワーク等のとりくみを、さらに推進していただきたい。</p>	<p>■ 平成21年より認知症の人やご家族に対して、認知症及び若年性認知症に関する相談・早期発見・予防・ピアカウンセリング（当事者同士による相談）に対応する窓口「認知症相談」を市民相談窓口で実施しております。27年からは西部会館相談室においても実施しており、今後もより多くの市民に活用していただけるよう広報に努めてまいります。さらに、認知症カフェ等のとりくみなどとも連携し、地域における認知症の人や家族への支援にも取り組んでまいります。（→P25、P55参照）</p> <p>■ 奈良市においては、「認知症施策推進総合戦略～認知症高齢者等にやさしい地域づくりに向けて～」（新オレンジプラン）に沿って、認知症施策を進めているところであります。認知症の支援に関わる関係機関・関係団体の協力のもと、今後も認知症施策の推進にとりくんでまいります。（→P24～26、P55参照）</p> <p>■ 平成27年から、見守り体制の強化を図るため、「安心・安全”なら”見守りネットワーク」を開始しております。認知症等で行方不明になる可能性のある方の特徴や写真などを事前に登録していただくことで、所在がわからなくなった時に早期発見につなげるよう普及啓発にとりくんでいます。また、平成28年から「協定事業」を開始し、新聞配達事業者や配食事業者などの民間事業者と奈良市が協定を結び、日常の事業活動の中でひとり暮らし高齢者など要支援者に異変があった場合、市にお知らせいただきます。今後もより一層協定協力事業者数の拡充をすすめ、警察や関係機関と連携し、とりくんでまいります。（→P26、P55参照）</p>
地域密着型サービスについて	<p>【数値目標の設定】</p> <p>■ これから介護が必要になる高齢者等に対応していくために、居住系以外の地域密着型サービスの整備目標数も記載してはどうか。（看護）小規模多機能型居宅介護は、政府の「一体改革」では1万人に2か所となっている。第7期計画では20か所に到達させる、グループホームや（看護）小規模多機能型居宅介護など、中学校区、できれば小学校区単位で拡充を図るなど</p>	<p>■ 国では地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律を制定し、自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化等の取組推進を行う一つとして、小規模多機能型居宅介護等を普及させることを推進していく方針であり、本市においても、認知症高齢者や医療と介護の両方が必要な中重度の要介護者などのニーズに対応できるようにとりくんでいきます。また、利用者のニーズの掘り起こしを図り、地域の介護事業の拠点となる事業所として拡充を図っていきます。（→P58～59参照）</p>

	意見の概要	市の考え方
地域密着型サービスについて	<p>【制度設計、しくみ】</p> <p>■ショートステイ等、定員割れを起こした施設が、小規模多機能型居宅介護施設やグループホーム等の地域密着型サービスに転換し、より地域の人々が利用しやすい事業として再運営できるような仕組みを盛り込んでどうか。</p> <p>【在宅医療・介護連携の推進】</p> <p>■住み慣れた地域で、特に在宅で最後まで安心して暮らし続けられるために、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、看護小規模多機能型居宅介護等の地域密着型サービスのさらなる充実を望む。</p> <p>【広報・啓発】</p> <p>■利用方法、利用実績を居宅介護支援事業所に紹介するだけでなく、エンドユーザーである奈良市民に直接広報していくことが必要ではないか。</p>	<p>■各地区の状況把握に努め、事業ごとの必要性を十分に検討していきます。 (→P58～59参照)</p> <p>■事業者の参入促進など在宅生活を支援する地域密着型サービスの運営状況の把握と提供体制の充実に努めていきます。(→P59(3)参照)</p> <p>■市民へ通知している給付費通知にサービス利用の案内を同封し、更にははしみんだよりやホームページへの掲載、まちかどトーク等を活用し、直接市民へ説明を行っていきます。 (→P61参照)</p>
施設整備について	<p>【施設増床について】</p> <p>■第6期につづき、今回も介護老人福祉施設等の施設整備を見込まないとされているが、待機者が増加し、「特例入所」の対象者の入所が困難な状況の中、施設の増床整備は必要と思われる。</p>	<p>■各施設へのアンケート調査の結果を基に施設種別毎の利用者数、待機者数、新規申込者数、退所者数を精査しました。老人福祉施設等は、その人数が施設の定員を下回ったため、新たな整備は必要ないと判断しました。(→P59参照)</p>
介護給付適正化の推進について	<p>【適正化事業について】</p> <p>■権利擁護の観点からも、給付等について市民に不利益が被らないように誰もが正しい解釈で説明ができるようにしてほしい。</p> <p>■要介護認定 認定調査員の調査能力の向上につながる工夫をお願いしたい。</p>	<p>■「介護給付適正化計画」に関する指針により、都道府県と保険者が一体となり、推進にとりくんでいくこととなっています。市は県と国民健康保険団体連合会と密接かつ一体的に連携を図っていき、更にはホームページのQ&Aなどの利用を促進し、介護給付などに要する費用の適正化にとりくみます。</p> <p>■適切かつ公平な要介護認定の確保を図るため、全国の保険者との比較した分析等を行い、要介護認定調査の平準化に向けたとりくみを実施していきます。(→P60参照)</p>
その他	<p>■各種申請に関して、利用者のサービスを考えるうえで、柔軟な対応を望む。</p>	<p>■介護保険法などの法律を遵守しながら、対応していきます。</p>

奈良市老人福祉計画及び第7期介護保険事業計画
(奈良市地域包括ケアシステム推進計画)

平成30年(2018年)3月

発行／ 奈良市 福祉部

福祉政策課 長寿福祉課 介護福祉課

〒630-8580 奈良市二条大路南一丁目1番1号



奈良市